

## (大学生入居) 県営住宅団地への入居者募集案内

～県営住宅団地の自治会活性化に向けた学生入居のモデル的取組み～

※入居にあたっては、申込資格がありますので、この「入居者募集案内」をよくお読みになってから、お申し込みください。

令和 7 年 1 月 2 0 日

石川県土木部建築住宅課

## 目 次

1. はじめに（申込みにあたっての注意事項）	1
2. 申込資格・入居条件	1
3. 募集期間・受付場所・入居者決定	1
4. 対象団地・住戸・家賃等	2
5. 対象住戸の間取り	3
6. 入居期間	5
7. 入居者の選定方法	5
8. ルームシェアについて	7
9. 入居にあたっての注意	7
10. 必要書類	8
11. 家賃等の支払い方法	8

### 【申請等様式リスト】

- (様式1) 県営住宅目的外使用許可申請書
- (様式2) 県営住宅一時使用期間延長申請書
- (様式3) 緊急連絡先届出書
- (様式4) 誓約書
- (様式5) 世帯員異動届
- (様式6) 承継承認申請書

### 【募集案内・資料掲載 HP】

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/keneijyuutaku\\_gakusei.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/keneijyuutaku_gakusei.html)

## 1. はじめに（申込みにあたっての注意事項）

県営住宅団地では、入居者の高齢化等の進展により、自治会活動の維持、活力低下が課題となっています。

大学生が入居し、自治会活動にも参加いただくことにより、自治会の活性化、地域コミュニティの維持・向上を図ることを目的としています。

### （申込みにあたっての注意事項）

- ・入居資格の審査にあたっては、必要に応じて学校や関係先などで確認をすることがあります。
- ・申込書など受付した書類は返却いたしません。
- ・申込書など受付した書類に不備等がある場合、電話により確認させていただくことがありますので、申込代表者は、申込書の「連絡先」欄に、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。
- ・入学予定の場合は、入学後1カ月以内に学生証の写し等、入学したことを証するものを提出いただく必要があります。

## 2. 申込資格・入居条件

- （1）県内の大学・大学院に在籍（入学予定者を含む）する学生  
※企業等に在籍しながら学ぶ大学院生などの社会人学生を除く  
※複数名入居（シェアハウス）、単身入居、いずれも可  
※複数名入居の場合、申込時点で入居予定者を決定し、申込みください  
※入居後に入居者を追加、変更することはできません
- （2）団地が属する自治会に加入し、自治会活動（夏祭り等のイベント運営・参加、除草除雪等の美化活動、防災訓練など）に参加すること  
※ルームシェアの場合、入居する学生全員が参加すること
- （3）月に一度、活動状況に関するアンケート(web)に回答すること
- （4）入居を申込み学生全員が、暴力団員でないこと

## 3. 募集期間・受付場所・入居者決定

- （1）募集期間：令和7年1月20日（月）～3月10日（月）
- （2）受付場所：県営住宅管理センター 平和町店

TEL(076)241-5370 〒921-8111 金沢市若草町16-1

※郵送での申込が可能です。（3月10日（月）必着）

※持参される方は事前に受付場所まで連絡をお願いします。

- (3) 入居者決定：令和7年3月13日（木）  
 ※応募多数の場合は抽選で決定します。  
 ※新入学予定者は、県内大学に合格した者のみ、抽選に参加可能です。

#### 4. 対象団地・住戸・家賃等

- (1) 対象団地  
 平和町団地県営住宅（金沢市平和町地内）
- (2) 対象住戸  
 2戸 ※抽選で決定する選択順位の順に、選択いただきます。  
 21号棟302号室（3階）  
 間取り：3LDK（LDK+和室6畳（2室）+洋室4.5畳）  
 23号棟304号室（3階）  
 間取り：3DK（DK+和室6畳（3室））
- (3) 家賃  
 21号棟：月額26,000円／戸  
 23号棟：月額24,700円／戸  
 ※家賃は戸当たりとなります。ルームシェアとする場合も同額です。  
 （家賃イメージ(23号棟):3人入居の場合、1人当たり約8,200円）
- (4) その他使用料

項目	金額・条件
敷金	不要
共益費	団地の定めによる。
自治会費	自治会の定めによる。
駐車場使用料	月額 2,200円／台※ ※自転車、自動二輪車は駐輪場に停車（費用負担なし） ※入居者数まで申込み可 ※駐車場は、対象住戸から離れた場所となります。
電気・ガス・上下水道	入居者負担
インターネット使用料	入居者負担
退去修繕費	必要（破損部分のみ）

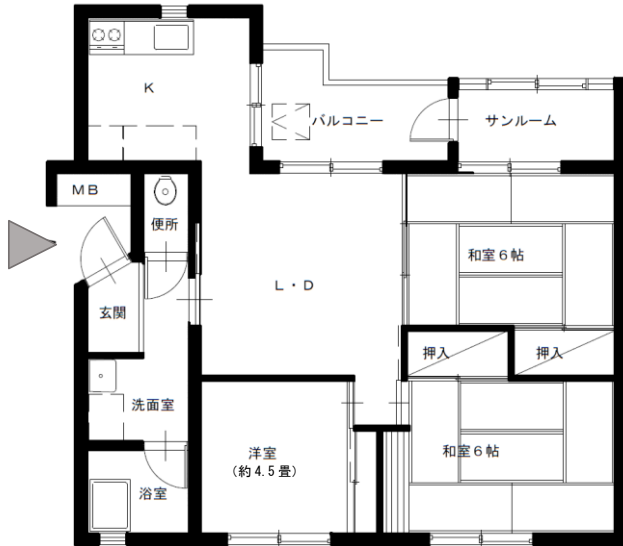
(5) 住宅の設備

県営住宅では、住宅に備え付けられた住宅設備以外は入居者側で準備いただく必要があります。

県で設置済	浴槽（ガス給湯器）、エアコン（LDK、DKに1台）、台所（二口ガスコンロ）、共用部の照明器具
入居者で準備	居室（LDK、DK、和室）の照明器具、TV、冷蔵庫、洗濯機等の生活家電、インターネット契約（マンションタイプ可）など

## 5. 対象住戸の間取り

### (21号棟302号室)

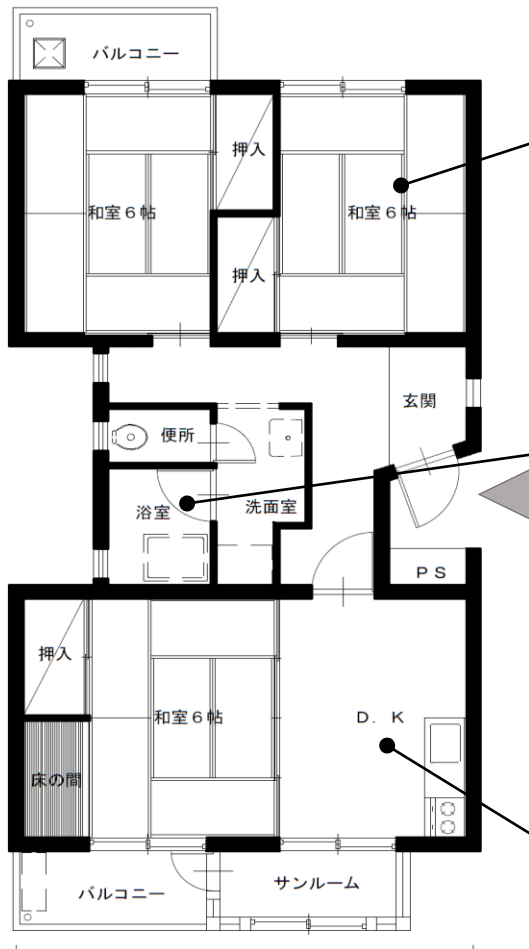


### ※内観イメージ写真

23号棟同一間取りの内観です。  
対象住戸の内観は、県営住宅管理センターのホームページからWEB内覧できます。



### (23号棟304号室)



## 6. 入居期間

入居期間は、入居から1年間とします。

ただし、年度途中での入居の場合は、年度末を期間とします。

※大学を卒業するまでの間、延長申請により入居が可能です。

※入居期間中に申込資格を満たさなくなった方は、退去（資格失効から1か月以内）していただきます。

※入居期間を延長する際は、入居期間終了の1か月前までに「県営住宅一時使用期間延長申請書」【様式2】を提出する必要があります。

## 7. 入居者の選定方法

### (1) 抽選日、抽選場所

抽 選 日：令和7年3月13日（木）10：00～

抽選場所：平和町団地集会所

※新入学予定者は、県内大学に合格した方のみ抽選に参加可能です。（当日、合格通知や合格者番号等の合格したことが確認できるものをご持参ください。）

※申込者（シェアハウスの場合は代表者）は参加ください。

※参加できない場合は、代理による抽選が可能です。

県営住宅管理センター平和町店に事前に連絡ください。



## (2) 抽選（選定）方法

(入居希望が募集戸数以内の場合)

- ・入居資格を満たし、申込みに必要な書類を具備していること。
- ・抽選で入居順位を決定し、その順位に応じて住戸を選択いただきます。

(入居希望が募集戸数を超えた場合)

- ・団地の活性化、住民・学生同士の交流促進（ミクストコミュニティ）の観点から、入居資格を満たしているものの中から、以下の方法により抽選を実施し、入居者を決定します。

① 抽選のルールは、以下の通りです。

i) 同一大学1住戸の入居を基本とします。

(2戸の住戸には、各々異なる大学の大学生が入居。)

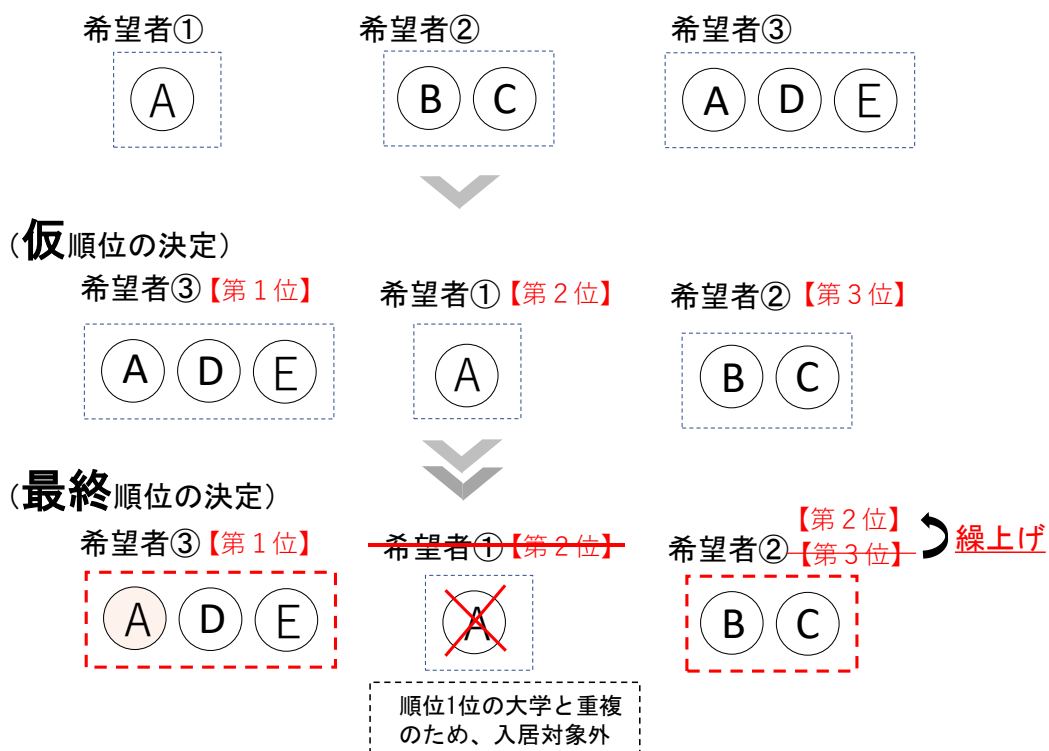
※ただし、申込希望者がすべて同一大学に在籍する大学生の場合は、抽選で決定する入居順位の順に、住戸を選択いただきます。

ii) 抽選の際、i) のルールに基づき、仮順位、最終順位を順に決定し、最終順位の上位の申込み者から、住戸を選択していただきます。

## (抽選イメージ)

※一人入居＋シェアハウスを想定

凡例：アルファベットは在籍する大学





## 8. ルームシェアについて

- (1) 入居者数の上限は3人までとします。
- (2) 全ての入居予定者が申請者となります。(同一の申請書に連名で申請していただき、申請者のうち1人に代表者となっていただきます。)
- (3) 入居後に入居者(入居者の一部を含む)が退去するときは、下記の書類を県営住宅管理センター平和町店(県指定管理者)に提出してください。
  - 【入居者(代表者以外)が退去する場合】
    - ・県営住宅(目的外使用)世帯員異動届【様式5】
  - 【代表者が退去する場合】
    - ・県営住宅(目的外使用)世帯員異動届【様式5】
    - ・県営住宅(目的外使用)承継承認申請書【様式6】
- (4) ルームシェアによる入居後に入居者の一部が退去した場合でも、家賃に変更はございません。
- (5) 入居後に、新たに入居者を追加すること、または、入居された方が別の方と交代することはできません。  
ただし、契約中に、既入居者が他の入居者を残して退去することは可能です。
- (6) 申請書類の提出等の手続きは、まとめて代表者に行っていただきます。

## 9. 入居にあたっての注意

県営住宅は戸建て住宅とは異なり、隣りあう住戸が接する集合住宅です。

階段、廊下など共同で利用する施設も多いため、入居者のみなさまがお互いに協力してルールを守り、快適な生活を営めるよう努めてください。

県では生活に関する基本的な事項を「住まいのしおり」にまとめています。

下記ホームページに「住まいのしおり」を記載しておりますので、よく読んで生活してください。

掲載 HP (県営住宅管理センターHP) :

[https://www.phisnet.ne.jp/kenjyu/dl/sumai\\_siori.pdf](https://www.phisnet.ne.jp/kenjyu/dl/sumai_siori.pdf)

## 10. 必要書類

入居の申込みや更新にあたっては、次の書類を県営住宅管理センター平和町店に提出してください。(郵送可)

### 【新規申込時に必要な書類】

- ① 県営住宅目的外使用許可申請書【様式1】
- ② 緊急連絡先届出書【様式3】
- ③ 住民票(※1)
- ④ 誓約書【様式4】
- ⑤ 学生証又は合格通知書等の写し(※2)

※1 複数人で申請する場合は全ての入居希望者の住民票、緊急連絡先届出書、誓約書及び学生証又は合格通知書等の写しを提出してください。

※2 入学予定の場合は、申込みの際に、県内大学の受験票など入学予定である事が分かる書類の写しを提出し、入学後1月以内に学生証の写しを提出してください。

- ⑥ 所得証明書など前年度の所得が確認できる書類

### 【更新時に必要な書類】

- ・ 県営住宅一時使用期間延長申請書【様式2】
- ・ 学生証の写し
- ・ 所得証明書など前年度の所得が確認できる書類

※様式1～6は、県ホームページよりダウンロードできます。

掲載HP：[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/keneijyuutaku\\_gakusei.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/keneijyuutaku_gakusei.html)

## 11. 家賃等の支払い方法

(使用料) 家賃、駐車場使用料は納付書にて月末までにお支払いください。

(共益費) 入居者が共同で使用する共用部の電気代、水道料、その他の支払いは自治会に確認してください。

入居する部屋の電気代、水道料及びガス代は入居者自身で契約のうえお支払いください。